

## 平成29年度健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会（以下「作業部会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

なお、この作業部会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、付属機関の性質を有しない。

### (協議事項)

第2条 作業部会は、健康ちば21（第2次）の実績評価及び取組方針に関する事項を協議する。

### (組織)

第3条 作業部会委員は、別表に掲げる区分に定める者とする。

- 2 作業部会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、作業部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は必要に応じて県が招集し、委員長が議長となる。

- 2 県が必要と認めたときは、関係者に出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 作業部会の庶務は、健康づくり支援課が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

## 健康ちば地域・職域連携推進協議会作業部会委員区分

	区分
1	大学（公衆衛生分野）
2	保健所長会
3	職域保健関係機関（全国健康保険協会千葉支部）
4	健康福祉センター 地域保健担当課長会
5	教育庁教育振興部指導課
6	健康福祉部高齢者福祉課
7	健康福祉部健康づくり支援課（食と歯・口腔健康班）
8	衛生研究所（健康疫学研究室）